

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図るためには、全てのステークホルダーに対する経営の透明性と健全性の確保及びアカウンタビリティ(説明責任)の明確化並びにスピードある意思決定と事業遂行を実現することが重要であるとの認識により、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

なお、当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社ホームページに開示しております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

[補充原則1-2④ 株主総会における権利行使]

当社は、現在機関投資家や海外投資家の比率が相対的に低い為、議決権の電子的行使および招集通知の英訳は行っておりません。今後、当該投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子的行使および招集通知の英訳の実施を検討してまいります。

[補充原則3-1② 情報開示の充実]

英語での情報の開示・提供は、海外投資家比率や株主・投資家の皆様のご意見を踏まえ、必要に応じて対応してまいります。

[補充原則4-2① 取締役会の役割・責務]

持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな制度については、今後効果的であると判断すれば実施を検討いたします。

[補充原則4-10① 任意の仕組みの活用]

現時点においては「指名・報酬委員会」を設置しておりません。監査等委員会との連携を深めることによって対処する現在の体制で、十分な実効性が確保できていると考えます。

[補充原則4-11③ 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

取締役会全体の実効性の分析・評価に関しましては、方法および開示について今後検討してまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-4 政策保有株式]

コーポレートガバナンス基本方針第7条をご参照ください。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

コーポレートガバナンス基本方針第8条をご参照ください。

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社における企業年金の積立金の運用は、確定給付年金により行われています。積立金の運用は複数の運用機関へ委託し、個別の投資先選定や議決権行使を運用機関へ一任することで、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしています。

運用機関に対しては、実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めており、その活動状況についても定期的に報告を受けることでモニタリングしています。運用成果および運用方針については取締役会にて報告・決議され、運用機関へ指示を行っています。

確定給付年金の運営にあたっては、適切な人材を配置しており、担当者には委託先の運用機関主催の各種セミナーに出席させるなどして必要な業務知識を習得させ、専門性の高度化に努めております。

また、従業員の福利厚生の一環として、確定拠出年金制度も導入しており、これについては当社はアセットオーナーとして企業年金の積立等との運用に関与しておりません。

[原則3-1 情報開示の充実]

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社ホームページ (<https://www.xcat.co.jp/ir-info/management/businessplan.html>) に掲載しております。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1-1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

コーポレートガバナンス基本方針を当社ホームページにおいて開示しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を2018年3月15日開催の取締役会決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

株主総会で決定された限度額の範囲内で、その具体的金額を取締役(監査等委員を除く。)については取締役会にて、取締役(監査等委員)については監査等委員である取締役の協議にて決定することとしております。

個人別の報酬の額の算定につきましては、取締役(監査等委員を除く。)については取締役の種別による基準額、会社の業績見込み、業務内容、貢献度等を総合的に勘案し、取締役(監査等委員)については、監査等委員である取締役の協議で決定した基準に従い算定いたします。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が規定に基づき当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責を勘案して作成した報酬案を、取締役会において決定方針との整合性を含め審議・決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、提出会社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬（基本報酬）のみであります。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
コーポレートガバナンス基本方針第16条をご参照ください。

(v) 取締役会が上記 (iv) 踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役の選任理由については、全ての候補者について、株主総会招集通知にその選任理由を記載し説明することとしております。

[補充原則4-1① 取締役会の役割・責務]
コーポレートガバナンス基本方針第13条をご参照ください。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]
コーポレートガバナンス基本方針第14条をご参照ください。

[補充原則4-11①、② 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]
コーポレートガバナンス基本方針第14条、第15条、第16条、第17条をご参照ください。
なお、他の上場会社の役員を兼任している取締役はおりません。

[補充原則4-14② 取締役・監査役のトレーニング]
コーポレートガバナンス基本方針第19条をご参照ください。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]
コーポレートガバナンス基本方針第21条をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
クロスキャット社員持株会	643,400	8.57
佐藤 順子	420,000	5.59
尾野 貴子	413,160	5.50
牛島 豊	350,000	4.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	299,900	3.99
磯田 晶子	245,000	3.26
大久保 尚子	245,000	3.26
小野田 亜紀	245,000	3.26
田崎 冬子	240,000	3.19
明治安田生命保険相互会社	240,000	3.19

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明	
------	--

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、関係する親会社や上場会社の該当はございません。
また、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情の該当はございません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
五味 洋行	他の会社の出身者											
瀬戸川礼子	他の会社の出身者											
鈴木 実	他の会社の出身者					△			○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
五味 洋行	○	○	----	経営者としての豊富な経験と長きに亘り在籍した情報サービス業界に関する知識が社外取締役としての職務に適任と判断しております。
瀬戸川礼子	○	○	----	ジャーナリスト、中小企業診断士、講演講師、政府関連及び民間の各種選考委員として幅広く活躍し、多くの会社経営者との接点を持つ経験と当社初の女性取締役としての多様な視点が当社の社外取締役としての職務に適任と判断しております。

鈴木 実	○	○	2012年3月まで当社の主要な取引先である株式会社NTTデータの業務執行者でありました。 また、2021年6月まで個人事業主として当社と顧問契約を締結し、営業顧問を務めておりました。なお、現在、当該顧問契約は終了しております。	経営者としての豊富な経験と長きに亘り在籍した情報サービス業界に関する知識が社外取締役としての職務に適任と判断しております。
------	---	---	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社は、監査等委員のうち、1名が常勤の監査等委員であることから、現在、監査等委員の職務を補助すべき使用人を置いておりませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、指定する期間中の指揮権を監査等委員会とする使用人を置くこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、業務執行部門とは独立した立場で内部監査を実行する社長直轄の内部監査部門を設置しており、常勤の監査等委員と情報を共有する協力体制のもと内部監査を実施し、その結果を社長に報告するとともに各部門に適切な指導を行っております。
また、常勤の監査等委員及び内部監査部門は、会計監査人から監査についての報告を受けるとともに、適宜意見交換を行い連携の強化に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在、取締役へのインセンティブに関する施策はとっておりませんが、今後の課題として当社に適したインセンティブ付与について検討していきたいと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に支払った報酬 9名 148百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を2018年3月15日開催の取締役会決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

株主総会で決定された限度額の範囲内で、その具体的金額を取締役（監査等委員を除く。）については取締役会にて、取締役（監査等委員）については監査等委員である取締役の協議にて決定することとしております。

個人別の報酬の額の算定につきましては、取締役（監査等委員を除く。）については取締役の種別による基準額、会社の業績見込み、業務内容、貢献度等を総合的に勘案し、取締役（監査等委員）については、監査等委員である取締役の協議で決定した基準に従い算定いたします。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が規定に基づき当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責を勘案して作成した報酬案を、取締役会において決定方針との整合性を含め審議・決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、提出会社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬（基本報酬）のみであります。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役3名は、いずれも監査等委員となります。

社外取締役に専従の部署、担当者は配置しておりませんが、経営財務統括部が中心となり、適宜、必要な情報を提供できる体制をとっております。

また、常勤の監査等委員である取締役及び内部監査部門と密に連携することにより、監査等委員会の運営等に関する情報の共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

コーポレート・ガバナンス体制は、主たる機関として、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置し、その補完機関として、経営会議やJ-SOX委員会等を設置しております。

取締役会は、監査等委員である社外取締役3名を含む10名の取締役で構成されます。原則として毎月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、各取締役の業務執行の状況を監督しております。

監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名と監査等委員である社外取締役3名で構成されます。原則として毎月1回開催しており、内部監査室と連携し、取締役の業務執行の違法性及び妥当性について監視を行い、重要な意思決定については適宜意見を述べております。

経営会議は、常勤の取締役7名と執行役員7名で構成されます。原則として毎月1回開催しており、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の協議、進捗状況の報告・監視を行っております。

コンプライアンス委員会は、常勤の取締役7名と管理部門の執行役員等で構成されます。原則として毎月1回開催しており、リスクに関する発生把握及び危機管理規程の見直しについて対処しております。

J-SOX委員会は、金融商品取引法に基づく内部統制システムを構築・運営する機関であり、内部監査室長を委員長とし、原則として毎月1回開催しており、内部統制運用状況の確認、内部統制上の問題点の抽出と検討を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、意思決定の迅速化及び経営の透明性を確保するため、監査等委員会制度を採用しております。また、業務執行と監督の分離を図るため、執行役員制度を導入しております。取締役会から執行役員に対し、業務執行に関する大幅な権限委譲を行うことにより、迅速な意思決定に基づく業務遂行の実現に取り組むため、本体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第48期定時株主総会では、2021年6月25日開催にあたり、法令で定められている発送日より前の6月4日に招集通知を発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	第48期定時株主総会よりインターネットによる議決権行使を採用しております。
その他	招集通知は、発送日より4日前の5月31日に当社ホームページに掲載し、株主総会終了後には、決議通知及び議決権行使結果の掲載を予定しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページにディスクロージャーポリシーの内容の詳細について掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半年毎にアナリスト向けの決算説明会を行っております。 なお、2020年11月実施の「2021年3月期第2四半期決算説明会」と2021年5月実施の「2021年3月期決算説明会」については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、動画配信による説明といたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算説明会資料、開示情報等を項目別に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	部署横断で構成されたIR委員会を設置し、活動しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	公正な経営を保持するための内部監査規程、法令や規程を遵守するための内部通報制度規程、インサイダー取引防止のための内部者取引管理規程、ISO9001に準拠した品質マニュアル、ISO27001に準拠したISMSマニュアル、JIS Q 15001に準拠した個人情報保護マニュアルを設けております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境の保全が経営の重要課題であることを認識しており、事業活動全てにおいて、環境への影響を配慮し、地球環境保護に貢献することを環境基本理念とする環境方針を掲げて活動しております。また、ISO9001活動による品質向上、ISO27001活動によるセキュリティ確保及びJIS Q 15001に準拠した個人情報保護の遵守により顧客満足度の一層の向上と情報サービス企業としての社会的責任(CSR)を果たし、ステークホルダーの皆様への信頼にお応えしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家の皆様に、「充実した情報」を「公平」かつ「迅速」にお知らせするためのIR活動を行っております。決められた公開手順を踏まえたうえで、業績・実績・財務内容等を「わかりやすく」、「正確」に伝えることを基本姿勢として活動しております。
その他	全てのステークホルダーの満足度を向上させるため、クロスキャットブランドの確立を目指しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び関係会社における業務の適正を確保するための必要な体制を整備しております。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営方針に則った「コンプライアンス方針」を定め、取締役及び使用人が法令、定款及び社内規則を遵守した行動をとるための規範としており、継続的なコンプライアンス教育・研修の実施により、法令遵守意識の定着と周知徹底を図っております。

また、内部監査部門はコンプライアンス状況について監査を行い、その監査結果を社長へ報告すると共に必要に応じ改善指示を通知し、そのフォローアップを行うものとしております。

なお、法令上疑義のある行為等についての通報に応ずる内部通報制度を設け、早期に発見し是正する体制を構築するとともに、通報者の保護に十分配慮することとしております。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）にて記録・保存し、取締役は、常時これらの文書等を閲覧できる体制としております。文書等の管理については、文書管理及び情報セキュリティに関する規程並びに関連する諸規則等に基づき、実施される体制としております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「危機管理規程」を定め、企業経営に関わる危機、リスクの発生防止及び発生時に損失を最小限に防止する体制を整えております。コンプライアンス委員会においては、リスクに関する発生把握及び危機管理規程の見直しについて対処することとしております。また、発生時につきましては「BCPマニュアル」（情報セキュリティ関係においては「SMSマニュアル」及び「個人情報保護マニュアル」）により、早期に解決することとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、業務執行における大幅な権限委譲を伴う執行役員制度の導入により、監督責任と執行責任の明確化及び業務執行の迅速化に努めております。また各執行役員は取締役会から示された経営計画の達成を担っております。

取締役会は、毎月1回定時取締役会を開催しており、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項が全て付議され決定されと共に業務執行状況を監督する機関と位置付け、業績進捗につきましても議論し対策を検討し運用の充実を図っております。

また、取締役及び執行役員の出席による経営会議を毎月1回定時開催しており、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の協議、進捗状況の報告、監視がなされております。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社の経営意思を尊重しつつ、当社の「関係会社管理規程」に基づき業務執行状況や損失及びリスク、法令及び定款の遵守状況等の必要事項に関して報告を求め、また当社が当該子会社に対し助言を行うことにより、子会社の経営が効率的に行われる体制を確保することとしております。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとしております。監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとします。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の人事（任命、異動、評定、懲戒）については、監査等委員会の同意を得るものとします。

(8) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

法令及び定款違反、内部通報、その他会社に着しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役及び使用人は、速やかに監査等委員へ報告を行うものとします。

(9) 監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の定める内部通報制度規程において、監査等委員への内部通報について不利な取扱いを受けない旨を規定・施行します。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会や経営会議に出席し、監査等委員が希望するその他の重要な会議へも出席できるものとしております。また、監査等委員は、代表取締役との定期的な意見交換や会計監査人及び内部監査部門との情報交換を行い監査の実効性を確保するものとし、当社は、監査等委員の独立性を重んじ、その判断を尊重するとともに、監査が実効的に行われるために必要な協力を行うものとします。

(12) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及びその子会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル及び業務プロセスレベルの統制活動の強化により、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより財務報告の信頼性と適正性を確保することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応することを基本方針としております。

反社会的勢力排除に向け、コンプライアンス委員会による協議と対策マニュアルの整備を行っております。また、不当要求防止責任者を設置し、警察・弁護士等の外部の専門機関とも連携を図りつつ対応を行うものとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、経営努力による企業価値の増大が最大の買収防衛策であると考えており、特別なスキームを用いて買収を困難にする防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、企業の社会的責任を重視し、事業の透明性の確保、健全性の確保、アカウンタビリティ（説明責任）の明確化に向けて適時開示を実践しております。

1. 適時開示に係る基本方針

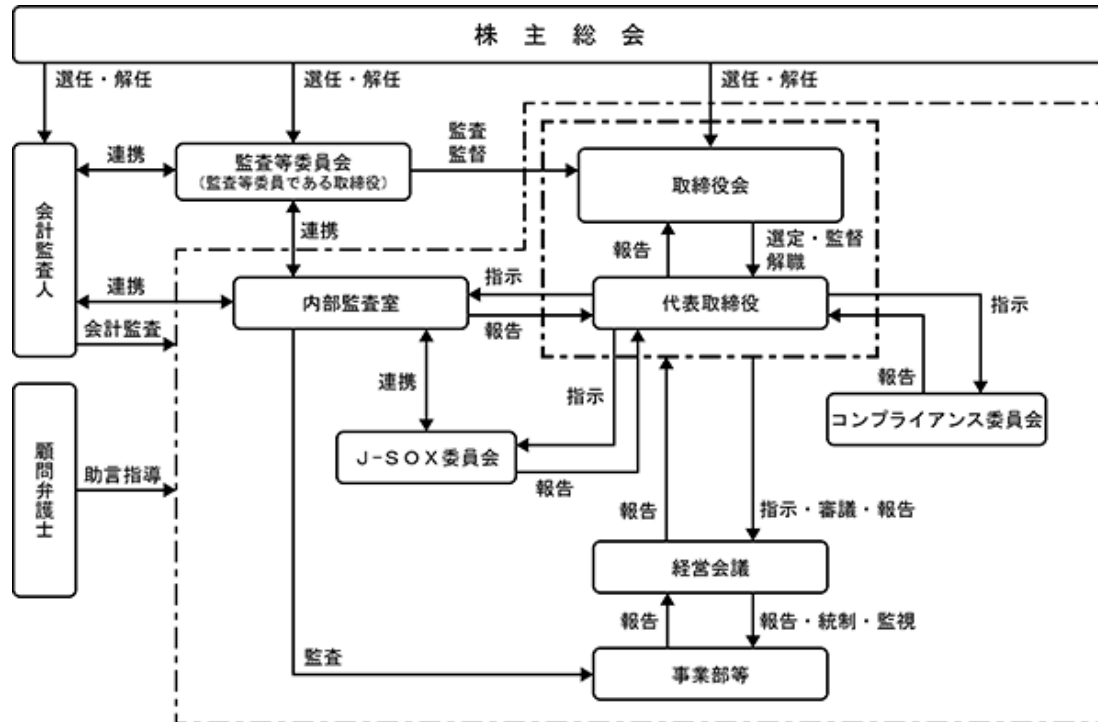
当社は、関係法令及び東京証券取引所の有価証券上場規程等に則り、投資者への公平、均等、正確かつ迅速な会社情報の提供に努めております。

2. 適時開示に係る基本方針

当社では、「情報取扱責任者」が、社内関係各部門代表者との連携により重要情報の収集、集約を行います。

収集された会社情報は、情報取扱責任者及び社内関係各部門代表者による検討会議を随時開催し、適時開示規則に基づき、適時開示の要否を協議し、確認しております。適時開示を要すると判断された会社情報の外部への開示は、取締役会における決議または承認を得て、情報取扱責任者指揮のもと遅滞なく開示しております。

なお、緊急を要する開示については、代表取締役社長の判断の下、情報取扱責任者は迅速な開示を行い、取締役会にて開示した旨を報告する体制としております。



(適時開示の体制図)

